

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第43号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成26年6月1日（日） 12時35分ごろ
発生場所	長崎県西海市弁天埼北方沖（針尾瀬戸） 西海市所在の針尾瀬戸弁天島灯台から真方位314°250m付近 （概位 北緯33°03.7′ 東経129°45.0′）
事故等調査の経過	平成26年6月2日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート <small>かいよう</small> 海耀、5トン未満（長さ7.7m） 292-34830長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機の冷却海水ポンプのVベルトが切損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、針尾瀬戸の弁天埼北方沖を約18ノットの対地速力で東進中、平成26年6月1日12時35分ごろ主機の冷却水温度過高警報が鳴ったので、船長が、冷却水温度計を確認して主機を停止した。</p> <p>船長は、主機の冷却海水ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）が故障して主機が運転できなくなったものと思い、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した長崎県水難救済会所属船及び引き継いだ船長の友人の船により、長崎県大村市松原漁港へえい航された。</p> <p>本船を調査した結果、本件ポンプのVベルトが切損しており、本件ポンプ自体に異常はなかった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし</p> <p>海象：波高 約0.2m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>本件ポンプのVベルトは、平成16年7月以後、交換されていなかった。</p> <p>船長は、本件ポンプのVベルトにカバーが設けられており、見えにくかったので、同ベルトの張り具合や損傷の有無などを定期的に点検していなかった。</p> <p>機関整備会社は、小型船舶用機関のVベルト等について、約3～5年を目安に交換することを推奨している。</p>
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし</p> <p>本船は、針尾瀬戸の弁天埼北方沖を東進中、本件ポンプのVベルトが切損したことから、冷却海水が吸引できなくなって冷却清水温度が上昇し、主機の運転ができなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>本件ポンプのVベルトは、約10年間使用されていたことから、材料が劣化して切損した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、針尾瀬戸の弁天埼北方沖を東進中、本件ポンプのVベルトが切損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Vベルト類は、張り具合や損傷の有無を定期的に点検すること。 ・ Vベルト類は、運転時間や経過期間を考慮し、定期的に交換することが望ましい。